同

同

: :

同

:

同 同

:

生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出.

生活保護法による介護機関の指定......

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....

課祉

:

告

示

目

次

右

同

公

告

肥料登録の有効期間の更新.....

青森県指定金融機関等の指定の一部改正

道路の区域の変更.... 公共測量の終了.....

(道

:

監

課

(経

理 路 理

:

Ħ. 껃 껃 껃

(医療薬務課)

:

同

同

:

准看護師試験の施行.....

在地変更の届出...... 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所 び所在地変更の届出..... 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及

土地区画整理事業施行の認可

(都市計画課)

:

Ħ.

(安心推進課)

Ħ.

公印の作成及び廃止.

(職員福利課) ...

教育委員会

平成十七年(水曜日) 第二千五百四十九号

青森県告示第八百三十九号

する同法第五十条の二の規定により、 たので、 同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十一月二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ

青森県告示第八百四十号

たので、 する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用 同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十一月二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

示

祉東社 協北会議社会

会法福人

の字上 一上北 〇笹郡

橋東四北

五前

訪問

介護

の字上 一上北

○笹郡 橋東 四北

五町

一で成れた。

ä

名

称

所主

所の所を調査を

地務

名

称

所

在

地

年指 月 日定

類事居 業宅 の 種護

居 宅

介

護

事

業

者

居

宅

介

護

事

業

所

ファミリー 社会福祉法-

人

字姥堤三四

の町

11

ながわピネス コンハピネス

一字剣吉 大字字 一 前川 月 京 神 名 川 原 井 町

÷

た

社会福祉法人 上北郡東北町

訪問

入浴

社会福祉法人

上北郡東北

町

11	の一 上野字上野一九一 上北郡東北町大字	祉協議会 上北町社会福 社会福祉法人	の一 上野字上野一九一 上北郡東北町大字	祉協議会 上北町社会福 社会福祉法人
一七・九・二九	笹橋四五の一〇上北郡東北町字上	祉協議会 東北町社会福 祖 社会福祉法人	笹橋四五の一〇上北郡東北町字上	祉 協 議 社 会 福 社 会 福 社 会 る る る る る る る る る る る る る る る る る る
〒平	一四の六八戸市青葉一丁目	りの木園 援センター ゆ	一四の六八戸市青葉一丁目	倫青会社法人
年月日	所 在 地	名称	所の所在地 地	名称
廃 止	^B 支援事業所	居宅介護支援	^咬 支援事業者	居宅介護支援事

青森県告示第八百四十一号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、 同法第五十

青森県告示第八百四十二

生活保護法

(昭和二十五年法律第百四十四号)

第五十四条の

第

項

の規定により、

の

ザ 老 人 福 祉 プ ラ 森

の 江青 四字森市 間二字

四右

生応認 活型知 介共症 護同対

グループホー

÷

た

灵

有限会社プラ

一字上 四大北 平郡

一策の北

一町

通 所 介護

115

- ビスセンタ

一字上 四大北 平郡 一東

の北

一町

Ŧ

 $\overline{\circ}$

祉東 協北 議

会社会福

字上笹橋四五

介護

祉東 協北 議町

会社会福

の字 一上

一 〇 管橋 四 三

五

Ţ

た 言

日限会社くら

〇丁八 二市四諏

の訪

貸福 与祉

し工房大永 有限会社くら

田の野

÷

た

崩具

平成十七年十一月二日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾

青森県知

事

Ξ

村

申

吾

丁目一ジャー	一四の二三二八戸市青葉一丁	りの木園 介護プラン支	一四の二三	倫青会 社会福祉法人
17	ター〇一号 目一三の三ヴィ 号称市東大野	の手 事業所マミー 居宅介護支援	青森市第二問屋町	シアン 有限会社マル
丁目 平成 一	青森市筒井二	ター 介護相談セン かまぞら在宅	八の一七 八の一七 円四丁目	トホームアッ
年月	所在地	名称	所の所在地 地	名称
指 定	^慶 支援事業所	居宅介護支	^矆 支援事業者	居宅介護支援事

祉協議会 東北町社会福 社会福祉法人	ター 下北医療セン
笹橋四五の一〇上北郡東北町字上	目二の八川町一丁
祉協議会 東北町社会福 社会福祉法人	援センター 院居宅介護支 かつリハビリ
笹橋四五の一〇上北郡東北町字上	の一むつ市桜木町一三
一七・ 九・三0	14-10-1
	協議会 笹橋四五の一〇 祉協議会 笹橋四五の一〇 川・北町社会福 笹橋四五の一〇 川・会福祉法人 上北郡東北町字上 社会福祉法人 上北郡東北町字上 川・

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

青森県告示第八百四十三号

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨 の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成十七年十一月二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

変更	変 変 更	
後		
ハピネスなが	ハピネスながわ	
ð		称
字剣吉前	三戸郡名日	所
川原一の	川 町 大 字	在
	字剣吉前川原一の一に三戸郡名川町大字下名久井へ	
福介 祖護 施老 設人		種施 設 類の
一七・	一 一 一 一 一	

青森県告示第八百四十四号

により告示する。 名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成十七年十一月二日

青森県告示第八百四十五号

り告示する。 所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定によ する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成十七年十一月二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

,	,	がわ ハピネスな	生活工作	,	,	変更後
,	ı	ながわ	記認 型知 共症 引対	ı	ı	変更前
I.	一前が月月月日	がわれるな	介護	四町の字の字	人ファミリー	変更後
,	、町三 井大戸 学字郡 川下名 三名川	ながわ	短 期 入 所		· 社 会 福 祉 法	変更前
	六〇の四甲					変更後
"	二坂東黒 の道野石 一北添市 一五長字	II	貸福 与祉 用 具	"	"	変更前
	六〇の四の四	1.3		<u>-</u>		変更後
〒平 • 成 ☆ 一	二坂東黒 の道野石 一北家市 一工字 五長字	っ ゆうじょ シ	訪問 介護	上黒 町市 五大 の字	情 有限会社友	変更前
年月日	所 在 地	名称	類 第 <i>O</i>	所の所在地 主たる事務	名称	[2 5
変更	居宅介護事業所	居宅介護	事居 養宅 介 重護	居宅介護事業者	居宅介護	<u>{</u>

変更後	変 更 前	[[]	
		7.	J'
†	青有 限 会 社 友	名	屋
	社友	称	宅介 護
E - - - - - -	灯黒 二市 五大字 上	所主 の所在事 地務	護支援事業者
k i l	ーケ クア プ よ ラ ン よ ラ ン	名称	居宅介護支援事業所
〇 の四 四 円 六	北一五二の一 黒石市大字東	所 在 地	文援事業所
	三平 · 成 ·	年月日	 変 更

青森県告示第八百四十六号

則 平成十八年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規 (昭和二十六年厚生省令第三十四号) 第十九条の規定により告示する。

平成十七年十一月二日

県

報

青森県知事 Ξ 村 申 吾

試験の期日及び場所

森

期日 平成十八年二月十四日 火)

青

場 所 青森市大字横内字神田一二

2

青森中央学院大学

受験願書受付期間

平成十七年十二月五日 (月) から同月九日 (金) まで。ただし、郵送する場合は、

十二月九日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒0三0-八五七0

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部医療薬務課医療対策・指導グループ

その他

四

受験願書用紙は、 県内各健康福祉こどもセンター 保健部及び青森県健康福祉部医

療薬務課医療対策・指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課医療対策・指導グループ

(電話○一七 - 七三四 - 九二八七) に問い合わせること。

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

三項の規定により公示する。 量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 青森県告示第八百四十七号

平成十七年十一月二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所

= 測量の種類

公共測量 (一級水準測量

測量の期間

Ξ

平成十七年五月二十日から同年九月三十日まで

兀 測量の地域

青森市青森港港内

青森県告示第八百四十八号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十二月一日まで青森県県土整備部

平成十七年十一月二日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

	(5)
規定により公告する。		七年十月二十四日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、	肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第1
		同法第十六条第一項の	条第二項の規定により平成十

] ji	2 国 道 三三(計 むつ市脇野沢小沢五九から	中津軽郡岩木町大字宮地字岩中津軽郡岩木町大字八幡字名	1 県 道 沢線 中津軽郡岩木町大字記	中津軽郡岩木町	番号 種 類 路線名 変
リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国	津軽郡岩木町大字宮地字津軽郡岩木町大字八幡字	県 道 沢線 中津軽郡岩木町大	津 軽軽郡 岩 木木	種路の路線名
道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	蕢│	津軽郡岩木町大字宮地字津軽郡岩木町大字八幡字	 	津 軽軽郡 岩 木木	路の路線名
しまりませつ市		津軽郡岩木町大字宮地字津軽郡岩木町大字八幡字	沢線 中津軽郡岩木町大	津 軽軽郡 岩 木木	路線名
むつ市	, むつ市脇野沢小沢五九	津軽郡岩木町大字宮地字津軽郡岩木町大字八幡字	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	津 軽軽郡 岩 木木	線 名 ———
むつ市	, むつ市脇野沢小沢五九	津軽郡岩木町大字宮地字津軽郡岩木町大字八幡字	中津軽郡岩木町大	津 軽軽郡 岩 木木	名
市	つ市脇野沢小沢五九	津軽郡岩木町大字宮地字津軽郡岩木町大字八幡字	津軽郡岩木町大	津 軽軽郡 岩 木木	変
		川添無番まで須崎一一の一一から	宮地字川添無番まで八幡字須崎一一の一一から	大字宮地字川添一一二の五まで大字八幡字須崎一一の一七から	更の区間
後	前	後	育	ή	前変 後更 別の
二二・八〇メートルまで 九・〇〇メートルから	一五・六〇メートルまで	四八・五〇メートルまで一六・五〇メートルから	四八・五〇メートルまで一六・五〇メートルから	五八・〇〇メートルまで	敷地の幅員
八〇〇・〇〇メートル	八〇〇・〇〇メートル	一、三一七・〇〇メートル	一、三一七・〇〇メートル	一、一七〇・〇〇メートル	敷地の延長備考

青森県告示第八百四十九号

部を次のように改正する。 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号 (青森県指定金融機関等の指定)の一

平成十七年十一月二日

第二号の表中

大戸瀬漁業協同組合

青森県知事 \equiv 村 申

吾

沢西津軽郡深浦町大字北金ケ を削る。

公

肥料登録の有効期間の更新

平成十七年十一月二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

土地区画整理事業施行の認可

より次のとおり公告する。 レイクタウン北土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定に 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第四条第一項の規定により、尾駮

平成十七年十一月二日

施行者の氏名 (名称) 及び住所

氏

名 (名

称)

住

青森県知事 Ξ 村 申

吾

所

八

六ケ所村長 古川 健治 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附四七五

事業施行期間

平成十七年十月二十六日から平成二十五年三月三十一日まで

施行地区

Ξ

上北郡六ケ所村大字尾駮字野附の一部

事業の名称

兀

尾駮レイクタウン北土地区画整理事業

施行認可の年月日

平成十七年十月二十六日

六

第2549号

五

事務所の所在地

上北郡六ケ所村大字尾駮字野附四七五

六ケ所村役場内

事業年度

七

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

公告の方法

事務所に掲示

教 育 委 員

会

青森県教育委員会告示第十五号

十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号) 第九条の規定により告示する。 日同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程 (昭和三 平成十七年十月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十七年十一月一

平成十七年十一月二日

青絑県教育委員会教育長

花 田

隆 則

公 印 の 名 称 及 び 印 影

公

印 の 名

称 及

び 印

影

高等学校長印 青森県立北斗



高等学校長印 青森県立北斗



県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)